

6月30日まで
支給期間を延長

国民健康保険・後期高齢者医療の加入者が対象
傷病手当金



国民健康保険または後期高齢者医療の加入者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務先から給与を受け取ることができなかった場合に、傷病手当金を支給します。

今回、支給期間に定められていた期間要件を6月30日まで延長。4月1日以降においても一定の期間、傷病手当金を受けられるようになりました。

- 対象 次の要件を全て満たす人
 - ▶国民健康保険または後期高齢者医療の加入者
 - ▶新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状で感染の疑いがあり、就労できなかった期間がある場合
 - ▶勤務先から給与の支払いを受けている加入者で、全額または一部の支給を受けられなかった場合
- 支給期間 就労できなかった期間のうち、初めの3日間を除いた4日目以降の期間

※就労できなかった期間の4日目が令和2年1月1日～4年6月30日の間に含まれていることが要件

■支給額 1日につき、直近の連続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額の3分の2

*申請方法など詳しくは、市ホームページで紹介しています



【問い合わせ】本館国保医療課(☎41-3583)

個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、国民健康保険税の納税の猶予制度をお知らせします

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、市税の納付が困難な人は「徴収の猶予制度」または「申請による換価の猶予制度」を利用することができます。

- ①徴収の猶予制度
 - 対象 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、次のいずれかに該当し、市税を一時に納付または納入することが困難な人
 - ▶感染症患者が発生した施設で消毒作業のため備品を廃棄したなど、財産に相当な損失が生じた場合
 - ▶本人または家族が病気になった場合
 - ▶事業を廃止または休止した場合
 - ▶事業に著しい損失を受けた場合

- ②申請による換価の猶予制度
 - 対象 市税を一時に納付または納入することが困難な人

- ①②共通
 - 対象となる市税 ▶個人市県民税▶法人市

- 民税▶固定資産税▶軽自動車税▶市たばこ税▶入湯税▶国民健康保険税
- 納税の猶予期間 1年間
- ※やむを得ない理由があると認められた場合は、最大で2年間
- 申請期限 税の種類ごとに定められている納期限
- 延滞金 2分の1または全額を免除
- 申請方法 申請書に必要事項を記入の上、収入や現預金の状況が分かる資料(提出が困難な人には市から電話するなど、口頭で確認します)を添えて、本館収納課(〒025-8601花城町9-30)へ郵送で提出してください。

*申請様式は、市ホームページに掲載しています



【問い合わせ】本館収納課(☎41-3531)

●個別接種を実施している市内医療機関(3月25日現在)

医療機関の名称		
イーハトーブ病院	齋藤整形外科クリニック	西大通り耳鼻咽喉科医院
石鳥谷医療センター	ささきクリニック	はじめこどもクリニック
石鳥谷駅前クリニック	さとう消化器科内科クリニック	花巻中央眼科
大迫地域診療センター	さとう内科クリニック	藤巻胃腸科内科クリニック
小原クリニック	循環器科・内科 大平医院	宝陽病院
おばら内科・消化器科クリニック	すがさわ外科内科クリニック	星が丘おおうち整形外科クリニック
織笠内科医院	須田内科医院	まさた内科ハートクリニック
菊地内科クリニック	高木丘クリニック	三浦医院
熊谷内科胃腸科医院	照井内科消化器科医院	ゆうきクリニック
恵ライフクリニック	東和病院	ゆかわ脳外科
国立病院機構花巻病院	とみつか脳神経外科クリニック	
小瀬川皮膚科医院	中舘内科クリニック	

- 医療機関に直接連絡をしてもワクチン接種の予約はできません。ワクチン接種の予約は15ページの「ワクチン接種の予約方法[①市コールセンター②専用ウェブサイト③LINE(ライン)アプリ]」によりお願いします
- 市内医療機関でワクチン接種を受ける際は、▶接種券一体型予診票▶予防接種済証▶本人確認書類(健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど)▶お薬手帳(お持ちの場合)ーを忘れずに持参してください
- ▶接種券一体型予診票▶予防接種済証ーは市内医療機関で再発行できません。再発行を希望する場合は、市コールセンター(☎0120-383-225)へご連絡ください

◆ワクチン接種後の副反応

- どんな副反応がでるの？
日本で現在、接種が進められている新型コロナワクチン(ファイザー社製および武田/モデルナ社製のワクチン)は、非常に高い効果がありますが、接種後、体内で新型コロナウイルスに対する免疫ができる過程で、注射した部分の痛み、発熱、倦怠感、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢等の症状が現れることがあります。症状の大部分は、接種の翌日をピークに発現することが多いですが、数日以内に回復していきます。症状には個人差があり、症状が無いから免疫がつかないというわけではありません。
- 症状が出たときはどうしたらいいの？
ワクチン接種後の発熱や痛みに対しては、医師が処方する薬以外にも、市販の解熱鎮痛

薬[▶アセトアミノフェン▶非ステロイド性抗炎症薬(イブプロフェンやロキソプロフェンなど)]ーで対応できます。発熱時には、水分を十分に摂取することをお勧めします。症状が特に重かったり、長引いたりすることなどがあれば、かかりつけ医への受診や相談をご検討ください。

■医学的な知見が必要な相談・問い合わせ
岩手県新型コロナワクチン専門相談コールセンター ☎0120-89-5670 FAX0570-20-0863
〔毎日(土・日曜日、祝日を含む)、24時間〕
※参考…厚生労働省ウェブサイト



◆ワクチン接種による健康被害が起きた場合の「予防接種健康被害救済制度」

「予防接種健康被害救済制度」は、ワクチンを接種したことで病気になったり、障がいが残ったりするなどの健康被害を受けた人を対象に、予防接種法に基づく救済を行う制度です。厚生労働大臣がワクチン接種による健康

被害を認定した場合は、医療費などの給付を受けることができます。
詳しくは、健康づくり課(☎23-3121)へお問い合わせください。